

就労ゴールドカード

台湾の就労規制を理解しましょう

就労ゴールドカードは、外国人専門家の台湾への訪問と滞在を促進外国人を誘致するために、ビザ、労働並びに居住に関する規制の緩和および租税の優遇を通じて、快適な就労・居住環境を構築する制度です。

序文

2018年2月8日に、外国人の採用および雇用に関する法律が発効されました。この制度は、外国人専門家の台湾への訪問と滞在を促進すべく外国人を誘致するために、ビザ、労働並びに居住に関する規制の緩和および租税の優遇を通じて、快適な就労・居住環境を構築する制度です。この制度の適用対象には、外国人専門家、外国人特別専門家、および外国人上級専門家が含まれます。

また、中華民国（台湾）国民であり、かつ現在外国籍を有し、台湾国内に世帯在留許可がない者や香港とマカオの居住する者にも適用されます。

特典

要件を満たした外国人は、就労ゴールドカードを取得すると、以下の特典を享受することができます：

- 一度に4つの許可、すなわち「就労許可、在留許可、外国人在留カード、および再入国許可」を取得することができます。
- 個人が申請した場合、ゴールドカードは個人用就労許可となり、外国籍居留者（the expatriate）は自由に仕事を変更することができます。ただし、雇用主が就労

許可を申請した場合、その従業員は自由に仕事を変更することができません。

- 税法上の台湾居住者として、最初の5年間に得た年間給与の300万台湾ドルを超える部分には、その50%部分のみに所得税が課せられます。国外居住者が税務上の居住要件を満たしていない場合、その国外居住者は、最長で5年間税法上の特典を繰り延べることができます。
- 税法上の台湾居住者として5年間、代替ミニマム税（AMT）が免除されています。国外居住者が税務上の居住要件を満たしていない場合、国外居住者は、最長で5年間税法上の特典を繰り延べることができます。
- 個人が申請した場合、就労許可の許可は、3年間まで延長され、雇用主が申請した場合、5年間まで延長されます。この期間の延長は認められませんが、その個人または雇用主は、再申請により、就労などの許可を継続することができます。
- 外国籍居留者およびその配偶者の直系尊属は6ヶ月滞在（最長で1年間延長可能）のための家族訪問ビザを取得することができます。
- 就労ゴールドカードの要件を満たした専門家は、台湾国内で就労許可を申請する新規設立会社の払込資本金（500万台湾ドル）の要件を満たす必要はありません。

外国籍専門人材の要件の概要：

外国籍専門人材の採用・就労に関する法律第8条に従い、外国人または香港マカオ居住者（台湾国内での就労の許可を申請した外国人専門家）で、以下の専門分野のうちいずれか1つで就労する場合は、外国籍専門人材として、関連する中央政府の管轄官庁による許認可が必要となります。これらの分野と要件の概要は次のとおり：

1. 科学および技術：

研究開発、設計またはイノベーション、国際的な賞、または国家による学術団体の会員で顕著な功績があったもの（ソフトウェアアプリケーション、ナノテクノロジー、光学電子技術、情報通信技術、バイオテクノロジー、人工知能、およびIoT等の最先端技術を含む）。

2. 経済：

研究開発センター、事業本部、または多国籍企業における高度な経営またはマーケティング担当職の経験があり、主要製品またはサービスのモデルのために必要な重要な技能を有し、または半導体、光学電子技術、情報通信技術、その他の分野の企業でのスペシャリストもしくは分野をまたがる統合職にあったもの。

3. 財務：

金融機関におけるスペシャリストの役職または役員として勤務した経験があり、関連の団体の推薦を受けた者、または政府が促進する産業の重要な分野（フィンテックまたはEコマースなど）での財務上の専門知識を有するもの。

4. 教育：

以下の要件を満たすもの

- 世界ランキング上位200大学の博士号。
- 世界ランキング上位500大学の1校で勤務し、かつ教授および研究活動に5年以上従事するもの。
- 「教育部が支援する大学の世界トップ人材を採用する実施計画」の補助金を取得したことがある学者。

- 過去または現在、海外または国内の公私立学校や教育機関で勤務し、かつ常勤で授業、研究、教育行政サービスを5年以上提供し、かつ直近の月給が160,000台湾ドル以上のもの。

5. 文化芸術：

舞台芸術、ビジュアルアーツ、出版、映画テレビ、ポピュラー音楽、手芸、および文化行政の分野で国際的な賞または顕著な栄誉を受けたもの。

6. スポーツ：

国際スポーツ競技会で3位以内に入り、または台湾国内でのスポーツの競争力向上に貢献できる顕著な技能を有するもの、および国家代表チームのコーチまたは国際スポーツ協議での審判を務めたもの。

7. 法律：

月給が160,000台湾ドル以上でかつ以下の要件を満たすもの。

- 国内外の弁護士資格を有するもの
- 過去または現在、国内外の大学で教授、准教授、助教授の職に就いていたもの
- 外国企業の役員で台湾弁護士連合会推薦を受けたもの

8. 建築設計：

月給が160,000台湾ドル以上で、国内外の建築士資格を取得しており、外国の建築事務所設計者または建築監督者として5年以上の経験があるもの。

就労ゴールドカードの申請に必要な書類には、以下の文書のスキャンした電子ファイル（カラーに限る）が含まれます。

- 有効残存期間6か月以上のパスポート
- 6ヶ月以内に撮影した顔写真（カラー写真、2インチ、脱帽）

- 中央政府の管轄官庁が発行した外国特別専門家の在留資格証明書
- 就労許可、在留ビザ、外国人在留証明書、再入国許可の申請に必要なその他の文書
- 香港／マカオから外国人専門家ビザを申請するものは除く、いずれかの宣誓書、犯罪経歴証明書、健康診断書。

外国または香港／マカオの特別専門家で、中央政府の管轄当局の推薦を得たものは、上述の文書（電子ファイルは不可）を提出してください。

申請の処理期間

上述の一般的な要件に加えて、所定の申請様式に署名し、就労許可の発行前に手続き上の要求事項を満たす必要があります。

所定の要件と要求文書を満した場合、就労ゴールドカードの処理および承認には約30営業日かかる予定です。承認後、候補者は政府機

関は、候補者のパスポートを確認し、NIAサービスセンターまたは中華民国在外公館でカードを受け取る申請することができます。

違反の場合の罰金

適切な承認を得ずに外国人従業員を雇用した雇用主は、150,000から750,000台湾ドルの罰金に処せられます。雇用主が5年間に違反を繰り返した場合、3年以下の懲役または1200万台湾ドル以下の罰金が宣告されます。

承認を受けることなく台湾国内で就労した外国人従業員は、30,000以上150,000台湾ドル以下の罰金に処せられ、所定の期間内に国外退去するように命じられます。

我々の役割

Grant Thornton Taiwanの専門人材は、就労許可、ビザ、外国人在留証明書に関連する手続きを円滑に完了することができるように指導、協力することができます。

連絡先



Jay Lo

執行パートナー

T +886 2 2789-0887 ext 314

E jay.lo@tw.gt.com



横山 憲夫

Japan Desk 代表 日本公認会計士

T +886 2 2789-0887 ext 102

E norio.yokoyama@tw.gt.com